4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに管理調整官一人、企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、耐震対策専門官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官一人及び施設復旧対策専門官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
技術調整課
保全計画課
保全整備課

5～18　（略）

19　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

20　（略）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2・3　（略）

4　西関東土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、権利保全対策官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～7　（略）

8　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9～11　（略）

12　耐震対策専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項のうち耐震対策に関するものについての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13～15　（略）

（信濃川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十三条　（略）

2・3　（略）

4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに管理調整官一人、企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、耐震対策専門官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人及び保全整備専門官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
技術調整課
保全計画課
保全整備課

5～18　（略）

（新設）

19　（略）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2・3　（略）

4　西関東土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～7　（略）

（新設）

8～10　（略）

（新設）

11～13　（略）

（信濃川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十三条　（略）

2・3　（略）